

放射線障害防止法ヘクリアランス制度導入に係わる国会質疑一覧とそのコメント

放射線障害防止法の法律の一部を改正する法案 第 174 回国会 衆議院文部科学委員会 (2010 年 4 月 9 日) 議事録と

参議院文部科学委員会 (2010 年 4 月 27 日) 質疑動画をもとに作成

(放射線障害) 防止法：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 ・ ・ 文科省

(原子炉等) 規制法：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ・ ・ 経産省

RI(ラジオアイソトープ：放射性同位元素) ICRP(国際放射線防護委員会) IAEA(国際原子力機関)

議員からの質問・意見	回答の概要	コメント
<p>現在対象となる放射性廃棄物の保管量は RI 使用事業者数は</p> <p>クリアランス制度の目的は</p>	<p>約 25 万本保管 (247532 本、H21.3.31 現在) このうちの 約 5 割がクリアランス対象になる可能性</p> <p>日本原子力研究開発機構 125617 本 日本アイソトープ協会 111147 本 事業者 10768 本</p> <p>医療、研究、産業機関などで使用・製造されている 今後年間 8600 本のペースで発生する見込み。 RI 使用事業者数は 5000 を超えている。</p> <p>「放射性物質によって汚染された物を廃棄するにあたり、その 廃棄コストを抑え、合理的かつ確実な廃棄物処分を実現するため には、一定の基準を満たしたものについては、放射線障害防止法 の規制から免除し、再利用したり産業廃棄物等として処分できる ような枠組みを整備する」廃棄物の保管能力にゆとりができる。 放射性廃棄物として処分した場合と比べ 1/3~1/10 のコストに なる見込み、手数料は原子炉規制法を参考にしつつ、人件費を基 に決めたい。現在日本アイソトープ協会では 200ℓ ドラム缶 1 本</p>	<p>現在滝沢村 RMC に焼却や圧縮された医療用の 放射性廃棄物が 8000 本保管されている。これは 全てクリアランス対象になる。</p> <p>衆議院では年に 6000 本との回答だったが、参 議院では 8600 本発生と増加していた。発生を多 めに言い換えたのか。</p> <p>この目的は、経済のことだけ。産廃や一廃とし て放出しても周辺の人や将来に渡り全く問題がな いのでこのまま保管する意味がないというのなら わかるが、コストと保管能力のゆとりが先にくる ような性質の廃棄物ではない。 処分費用の低減のため、環境に投棄するという安 易なやり方は業界の利益に偏った消費者無視の発 想と言わざるを得ない。</p>

<p>クリアランス制度の検討経過はどうなっているのか</p> <p>使用・利用事業所での現在の取扱は 法制定後のクリアランス制度利用について</p>	<p>ついて可燃物は 13.5 万円、コンクリ・金属は 48.9 万円徴収運用の手数料については民間ができる額にしたい。</p> <p>昭和 59.8 原子力委員会が放射性廃棄物として扱う必要がないものの概念について提案</p> <p>H10.3.31 日本原発（株）東海原発が運転終了 廃炉が問題化</p> <p>H10 原子力委員会が放射線量を無視できる放射性廃棄物について安全かつ合理的に再利用できることについて示す。</p> <p>H16.10 から防止法へのクリアランス制度適用について放射線安全規制検討会で検討開始。この年 8 月 IAEA がクリアランス案 RSG1.7 をまとめる。</p> <p>H17.5.20 規制法改正クリアランス制度が成立 鉄・コンクリ、ガラスのリサイクル（現在事業所内の利用）開始。現在安全規制上の問題は発生していない</p> <p>H20 国会で日本原子力研究開発機構が医療・研究施設等の放射性廃棄物を処分する実施主体になった。（H60 年度までに廃棄体約 60 万本の処分場を建設することになっている。H21.11）</p> <p>H21.7 防止法クリアランス制度基本方針提示され承認される</p> <p>H22.1 クリアランス制度第 2 次中間報告まとめ</p> <p>H22.4 防止法クリアランス制度国会で採決される</p> <p>防止法に基づき事業者は RI の種類や放射線を測定し記録している。放射線取扱主任者を始めとする資格者が責任を持ち管理保管している。</p> <p>法案 33 条の 2「・・確認を受けることができる」となっている。</p>	<p>原子炉、原発の廃炉時代をむかえ、規制法（経産省）を改正しクリアランス制度を導入した。同一敷地内に再建設するためには撤去したものをクリアランスすることがコスト低減のためにも必要不可欠につきこのような制度が導入された。（東海原発では約 110 トンがクリアランスされベンチやテーブルに再生され原子力関連施設で試供されている。滝沢村 RMC 内にもある。）</p> <p>規制法が定着した段階で防止法（文科省）を改正し研究・医療機関などから発生する放射性廃棄物をクリアランスし処分問題を一気に解決してしまおうという意図で今回の提案がなされた。</p> <p>原子炉廃棄物よりも低レベルである医療・研究廃棄物ということで議員は易々とこの法案を認めてしまった。審議が不十分である。</p> <p>例年、RI の杜撰な管理が報道されている。新聞切り抜き（参考資料 1）による。このような取扱現場では廃棄物の分別が厳しくなされているとはとても思えない。長半減期、短半減期の区別や核種による毒性の違いに応じた分類がなされていないと言えよう。ドラム缶毎にマニフェスト（管</p>
--	---	---

<p>法制定後のクリアランス確認機関は 確認方法は</p> <p>国民の理解を得るには 放射性廃棄物としてクリアランスすると、一般の人たちは問題があるのではないかと思う、取扱業者も特別なものとするのではないかな。不安を煽らないようにするには。</p>	<p>制度を利用するかどうかは事業者・使用者の任意になっている。現在のまま保管という選択もある。</p> <p>登録確認機関：国又は国の許可を得た登録確認機関が行う。法第41条で規定、利害関係者に支配されるものではない。ダブルチェックをする。登録機関は毎年報告書を国に提出、記録を保存。国は改善命令ができる。</p> <p>厳正適正なレベルの測定評価をする。原子炉規制法のクリアランス制度を基本に体制作りや検認法などを検討していく。不均一な試料を採らないようにしなければならないが、むつかしさもある。放射線の測定法は3種ほどあるケースバイケースで対応。</p> <p>クリアランスレベルの測定判定方法と評価の方法 パラメータの妥当性、計算に用いる食物摂取量、焼却灰の確認法などについて法案成立後2年以内に「放射線安全規制検討会」で精査する。対象核種、測定条件、放射能濃度の計算方法など文科省が省令で定める。</p> <p>認定機関として候補、日本原子力研究開発機構、高エネルギー加速研究機構、理化学研究所、日本アイソトープ協会、大学等か民間の参入もあり得る。</p> <p>機会を捉え、メディアを通して。関連業界への周知。最終的に環境省が中心になり、社会的受容を高める。</p> <p>地方自治体、事業者、文科省の連携</p> <p>クリアランス物に対してトレーサビリティでそのゴミがどう処理されたのか透明化していく。マニフェスト（管理票）を記載さ</p>	<p>理票）に正確に記載されていたかどうかまで疑われる。したがって、廃棄物ドラム缶に何が入っているのかわからないものが多いのではないかな。また全てのドラム缶毎のマニフェストが存在しそれに核種とその放射能が記載されているのか。そのように履歴が明確なものでなければ放射線を測定するだけでは内容物を特定できないはずだ。特にα、β核種については体内被ばくをすると危険である反面測定が困難であるがどのようにして調べるのか。正確に測定することはコストがかかりそれではクリアランスの目的に逆行するという矛盾が出てくる。</p> <p>放射線安全規制検討委員会の構成委員は認定機関候補となっている機関からの委員が主ではないのか。消費者の代表や市民団体の代表を入れるなど市民感覚を大切に審議するべきではないかな。</p> <p>文科省のクリアランス検討委員会委員は認定機関候補機関からの委員が多数加わっている。このような公正を欠く審議では国民の安全は守れないし、社会的受容も得られないのではないかな。過去のドラム缶のマニフェストは各ドラム缶に1：1で対応しているのか。対応していなければα、β</p>
---	--	---

<p>必ずヒューマンエラーは発生する。 内部被ばくや外部被ばくを確認する 方法は 基準値を超えた廃棄物が紛れ込むと どうなる</p> <p>制度違反に対する罰則は</p> <p>原子炉規制法と障害防止法のクリア ランス対象物</p> <p>一般廃棄物、産廃と同じ扱いでは国 民が不安に思うがどうか 廃掃法との関係は</p> <p>被ばくの線量限度は</p>	<p>せる。焼却灰は飛散する吸入する内部被ばくの問題</p> <p>防止法第 20 条で規定している。</p> <p>内部被ばくを防ぐのには防護マスクがメーン 被ばくが限度を超えないように確認する仕組み 簡単でないが、実績を積み上げていくことに尽きる。登録機関の 監督を厳しく行い不安を解消する。</p> <p>罰金が主であるが、重くする必要があり、懲役刑も考えている。 虚偽報告は国民に対する背信行為であり懲役刑に相当。 現地確認をするなど万全を期したい。</p> <p>規制法：金属、ガラス、コンクリ *国が確認する 防止法：可燃物、焼却灰が加わる（日本アイソトープ協会保管 ドラム缶約 11 万本のうち 7 割が可燃物である） *国または登 録機関が確認する。</p> <p>法律案、第 48 条の 2 において、環境大臣との関係について規定 されている。</p> <p>クリアランスにより、低レベル廃棄物と一般廃棄物とに分類され る。地方公共団体、処理業者への周知徹底が必要、認定事業者の 指導も大切だ。日本の将来にとって必要なものであり、最終処分 にも協力して頂けるように広報を工夫していく。</p> <p>国際放射線防護委員会 ICRP が年間 0.01 ミリシーベルトを示し</p>	<p>放射能を測定することになるがコスト上できるの か。</p> <p>内部被ばくをしたとき特定臓器に濃縮する半減期 の長い放射性物質が環境に放出されたとき、深刻 な影響が出る恐れがある。ストロンチウム 90、ヨ ウ素 129、プルトニウム、超ウラン元素が含まれ る可能性がある廃棄物はその放射線量に関係なく 産廃扱いしてはいけない。そのような廃棄物を埋 立その後長年月たち宅地化されたりしたとき大き く影響を与える可能性がある。</p> <p>制度違反者に罰則を重くしたとしても、一端環境 放出されたものを元に戻すことはできない。した がって内容が本当にわかっている短半減期ガンマ 線放出核種だけについてはクリアランス可能とす る以外は放射性廃棄物とすべきである。</p> <p>日本の将来にとって本当に必要なのか。なぜわざ わざ一般ゴミ扱いにしようとするのか、これでは 国土が放射能で汚染されてくる可能性が強い。</p> <p>そもそも被ばくを無視できるのか。放射線は微量 でも危険（確率的影響は国も認めている）なはず である。国が公衆の被ばくを容認できるのか。</p>
--	--	---

<p>諸外国はどうしているのか</p> <p>クリアランスされない低レベル廃棄物の最終処分は</p> <p>廃掃法との関連は</p> <p>東海の JRR3 の解体物の選別は請負が行っていたが</p>	<p>ている。被ばくを無視できるリスクが 0.1 ミリシーベルトでありその 1/10 の値とした。IAEA もクリアランスに係わり個人の実効線量を 0.01 ミリシーベルトとしている。放射線審議会においてこの値を適用することが望ましいとした。</p> <p>胃の X 線写真 1 回の被ばく量は 0.6 ミリシーベルト、MRI は 6.9 ミリシーベルト、自然界から人が受ける放射線は世界平均で年に 2.4 ミリシーベルトこれらと比較しても少ない。</p> <p>独、スペイン、がクリアランス制度を導入している。</p> <p>米は制度があるが内容が違う (RG1.86) 規制指針集により判断</p> <p>米原子力規制委員会 NRC は 0.01 ミリシーベルトの導入を見送った。現在の対応で良いとの判断。</p> <p>仏は廃棄物を区分して管理。</p> <p>日本は非常に固い数値で基準を作った。世界一厳しい。</p> <p>これから取り組む</p> <p>クリアランス物のトレーサビリティをしっかりと行う。その具体的方法を検討が始まったところである。産廃処理業者が扱っている廃棄物に放射性廃棄物が紛れ込んでくることに対する意識は。</p> <p>排出業者と運搬業者、処理業者の違いをはっきりさせる。各廃棄物に関するマニフェスト (管理表) の徹底。</p> <p>契約条件として、安全確保の措置を指示する。</p>	<p>国際機関や国が示している被ばくは外部被ばくが主であり、特定臓器の内部被ばくが配慮されていないのではないか。</p> <p>(実効線量係数について経口摂取や吸入摂取について特定臓器濃縮被ばくとの関係が十分実証され決定されたものかどうか不明である)</p> <p>米国の科学アカデミーは米国環境保護庁の委託調査結果 BEIRVII を 2005.6 に公表し「放射線は微量でも発ガン、遺伝疾患の可能性が増す」と大規模疫学調査をもとに結論付けている。NRC が見送ったのはそのような背景があるのではないか。</p> <p>日本が世界一厳しいといえるかどうかはこれからのクリアランスの確認と選別方法による。関連業界代表委員により法案が作成されている経過を見ると、その環境軽視の姿勢が危ぶまれる。</p> <p>クリアランス物のトレーサビリティは環境省が行うのか。放射性物質の環境汚染防止は経産省が行うことになっているが、経産省がクリアランスし後始末は環境省とは一貫性がない。放射性物質の監視は全て環境省に移管し環境を守る発想で再度法整備し、環境基準、排出基準、食物摂取基準など定めることが先決でないのか。</p>
--	--	---

<p>RI の杜撰な取扱の例</p> <p>虚偽報告の例</p> <p>検討してきた国の審議会ワーキンググループなどのメンバーに人体への影響に係わる医療関係者がいないのではないか</p> <p>低レベルと一括りにしているが、中身は大きな差がある、見直すべきではないか。</p>	<p>2009 年で 3 件。</p> <p>2006.6 大阪府産業総合研究所 敷地から RI ラベルの容器</p> <p>2007.5 大阪府母子保健総合医療センター 放射性廃棄物を誤って廃棄し焼却された可能性</p> <p>2003 倉敷の製鉄所でスチール缶でプレスしたブロックの表面線量率が上昇ラジウム 226 : 24 マイクロシーベルト/h</p> <p>2008 福島リサイクル業者トリウムを含む砂状物 持ち込んだ業者は明らかになっていない。</p> <p>悪意を持って混入させる場合には防げるかどうかかわからない。</p> <p>千葉県野田市の夜光塗料の会社で処分したと報告し、敷地内に放置されていた 2008 に判明、処分を国が肩代わりした。</p> <p>技術的検討を主に行ってきた。パブコメを通して幅広く意見を求めて省令に反映させていきたい。国民の合意形成をしっかりとしたい。放射線規制検討会、放射線審議会に数ヶ月かけて諮問し、来年にかけてパブコメを行っていきたい。パブコメや広報のあり方を検討していく。</p> <p>41 条では登録機関が廃棄物を測定することになっている。この機関では国家資格の主任をはじめとする 3 名の資格者が要求されている。機関で作成する業務規定を含めて認可する。</p>	<p>環境基本法の第 13 条は未だに原子力法で具現化されていないことはどういうことか。原子力法における具現条項をしめすことができるのか。</p> <p>現場の無責任な取扱事件が頻繁に発生している。</p> <p>これで嚴重な取扱とは言えない。クリアランス制度になるとますます杜撰な取扱が増えるのではないか。</p> <p>クリアランス制度に関するパブコメを行い省令に反映させるとのことだが、それを審議する委員会の公正化が大前提だ。業界団体代表者ばかりの委員会になっている。</p> <p>パブコメの期間が 1 ヶ月程度と非常に短い米国では数ヶ月の聴取期間を設けている。</p>
--	--	---